

- 激甚化・頻発化する土砂災害からいのちと暮らしを守り、被害を防止・軽減させる事前防災対策を計画的に推進するため、支援の拡大を図りたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 事前防災対策の推進

- 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進
- なだれ対策施設の施設効果を維持するための補助採択基準の拡充
- 地方整備局等の体制の充実・強化

### (2) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 継続的に実施しなければならない基礎調査事業への財政支援の拡大

### (3) 土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基準の緩和と財政支援

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 事前防災対策の推進

○災害からいのちを守り、地域の社会活動や経済活動における被害を最小化する土砂災害対策を強力かつ計画的に推進するため、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の安定的な措置が必要。

○現在、なだれ対策施設は、長寿命化計画の補助採択基準にないが、既存施設による被害軽減効果を維持するため、計画的なメンテナンスが必要であり、採択基準の拡充が必要。

○激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC - FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

### (2) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

○土砂災害防止法に基づく基礎調査については、概ね5年に一度繰り返し実施していく必要があり、継続的な予算確保が必要となるが、起債充当の対象事業でなく、事業費確保が課題であり、起債の充当や補助率の嵩上げなど更なる財政的支援が必要。

### (3) 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）における補助採択基準の緩和と財政支援

○土砂災害特別警戒区域は、深刻な被害が発生するおそれが高く、これらの地域を集中的に対策し効果的に人的被害を防ぐため、保全人家戸数に係る補助採択基準の緩和と財政支援が必要。

# (本県の取組状況と課題)

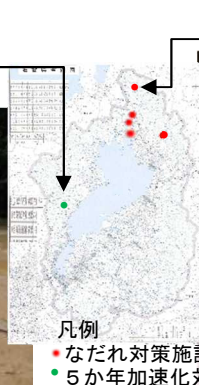
## (1) 事前防災対策の推進

- 令和2年度から事業の前倒し補正予算を含め5か年加速化対策事業を推進しているところ。
- 既存施設の効果を維持するため、計画的な長寿命化対策が重要であるが、長寿命化計画の補助採択基準にない、なだれ対策施設も施設効果を維持するため、採択基準の拡充が必要。

### 【国土強靱化地域計画 掲載箇所】

- 砂防 61箇所
- 急傾斜 28箇所

排砂による容量確保

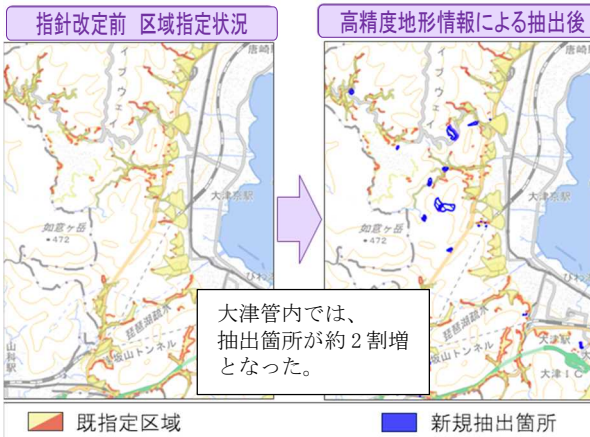


なだれ対策施設

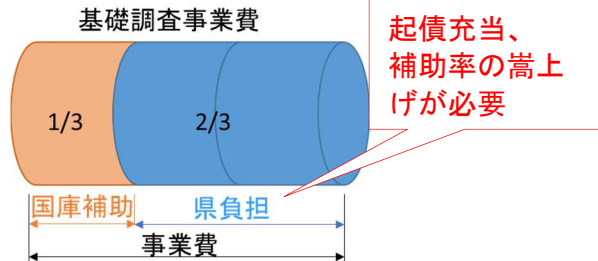


## (2) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 土砂災害防止法により概ね5年に一度繰り返し基礎調査を実施する必要がある。
- 2巡目の基礎調査は、指針改定により、詳細な地形図でのリスク箇所抽出となり、リスク箇所の増加が見込まれるため、継続的な予算確保に課題がある。
- 基礎調査を継続して、区域指定の作業を進めていくためには、起債の対象や補助率の拡大が必要である。



大津管内では、想定以上に抽出箇所が増えた。今後、県内で抽出業務が進むにつれ、リスク箇所が増加する見込み。

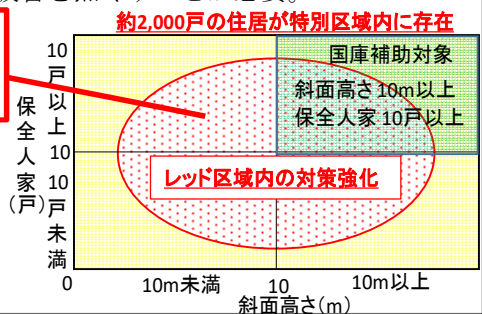
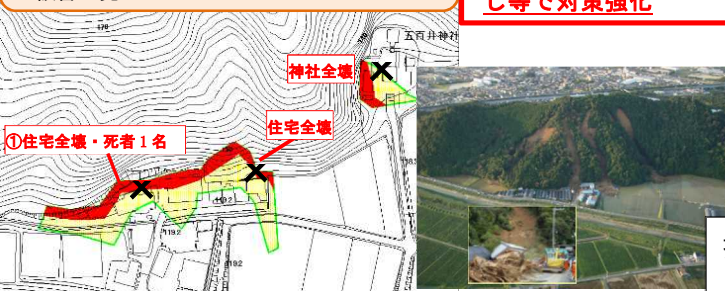


## (3) 土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件（保全人家10戸以上かつ斜面高が10m以上）の対象外箇所では対策が遅れており、特別警戒区域内の人家が被災し人的被害の発生事例もある。
- 特別警戒区域内の保全人家の換算方法の見直し等、採択要件の緩和により、従来有効な対策が取れなかった箇所においても事前防災対策を推進し、土砂災害による人的被害を無くすことが必要。

H25 台風 18号により、保全人家3戸のうち特別警戒区域内の住宅2戸が全壊し、死者1名の被害が発生！

**特別区域内 保全人家換算方法の見直し等で対策強化**



担当：土木交通部砂防課土砂災害防止係  
TEL 077-528-4192